

# 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年12月27日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 浅野弥史

## 記

### 1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会 教育企画課、教育総務課、図書館  
山寺小学校、滝山小学校、宮浦小学校  
蔵王第一小学校、蔵王第二小学校、蔵王第三小学校  
南山形小学校、本沢小学校、山寺中学校  
蔵王第一中学校、蔵王第二中学校

(2) 監査の期間 令和5年11月6日から令和5年12月26日まで

(3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
教育委員会 教育企画課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 業務委託契約事務において、次のようなものがあった。 (1) 業務実施伺に紙文書として登録すべき予定価格調書が登録されていないもの ・ 山形市立第一小学校屋内水泳プール機械設備保守点検業務(長期継続契約) (2) 見積り合わせ執行伺が作成されていないもの ・ 山形市立第一小学校屋内水泳プール機械設備保守点検業務(長期継続契約)

	<p>(3) 契約締結伺に予算措置が記載されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形市施設昇降機保守点検管理業務(7) (長期継続契約)</li> </ul> <p>2 行政財産目的外使用許可事務において、目的外使用許可の手続きが行われておらず、使用料を徴収していないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形市立蔵王第二小学校 (電力柱設置のため)</li> </ul>
教育委員会 教育総務課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 図書館	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 市立図書館の機械設備等管理業務委託 (長期継続契約) の契約事務において、見積り合わせ執行伺が作成されていなかった。</p>
教育委員会 小・中学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 防火対策において、消防計画に基づく回数消防訓練を実施していなかった。(蔵王第二小学校、南山形小学校)</p> <p>2 警備報告書において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 火気の消し忘れについて、12月から3月の間で指摘があったもの(本沢小学校、蔵王第一中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本沢小学校 1日 1件</li> <li>蔵王第一中学校 1日 1件</li> </ul> <p>(2) 1階部分の未施錠・開放について、12月から3月の間で指摘があったもの(滝山小学校、蔵王第二小学校、南山形小学校、本沢小学校、蔵王第一中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滝山小学校 2日 2件</li> <li>蔵王第二小学校 2日 2件</li> <li>南山形小学校 2日 3件</li> <li>本沢小学校 3日 3件</li> <li>蔵王第一中学校 1日 1件</li> </ul>

#### イ 行政監査

部課等名	監査の結果
教育委員会 教育企画課	該当する監査項目はなかった。
教育委員会 教育総務課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形県市町村教育委員会協議会の経理事務において、次のようなものがあった。</p>

	<p>(1) 支出伺兼支出命令書に添付された請求書の請求日より、領収書に記載された領収日が早いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 額縁入手提袋</li> </ul> <p>(2) 市負担金に係る団体の請求事務と、市の支払事務を同一職員が行っているもの</p>
教育委員会 図書館	該当する監査項目はなかった。
教育委員会 小・中学校	該当する監査項目はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。